

## 地籍調査等実施済地域において境界確認を行う基準について

津市境界確認事務取扱要領第12において、「境界確認申請書及びその添付資料の返戻及び取下げ」について規定されています。

(境界確認申請書及びその添付資料の返戻及び取下げ)  
第12 次の各号の一に該当することが判明した場合は、「境界確認申請書及びその添付書類の返戻について」(様式7)により、申請書及びその添付書類を速やかに返戻する。  
(1) 境界確認を求める土地が市有地でないことが確認された場合  
(2) 申請地において、所有権の帰属又は土地の境界について係争中であることが判明した場合  
(3) 境界が既に確定している場合若しくは境界確認が既に行われている場合  
ただし、後者にあつては、既済の境界確認において境界を誤認した等の事実が明白であり、市長が再申請を相当と認めた場合はこの限りではない。  
(4) 第13「境界確認の不調」(1)～(4)に該当する場合  
(5) 申請書受理後、申請者が申請資格を喪失した場合  
(6) 申請の取り下げがあつた場合  
なお、申請者は、第11(4)の公印の押印があるまではいつでも申請の取下げができるものとする。この場合、「境界確認申請書の取下げについて」(様式8)を提出しなければならない。

地籍調査等が実施された地域については、第12の(3)に該当する場合がありますので、「・・・場合はこの限りではない。」を「・・・場合又は地籍調査が実施された地域はこの限りではない。」と改め、境界確認を行うか否かの基準を下記のとおりとします。

### 記

実施された地籍調査の手法により境界確認を行うかを判断すること。

- ・都市部官民境界基本調査が実施されている場合

#### 境界確認を行う

→現況測量が基本であるため。

- ・官民境界等先行調査が実施されている場合

#### 申請を受理し立会省略(確認未了の場合は現地立会)とするかデータ提供又は成果証明を行う

##### →申請を受理し立会省略とする場合

- ・申請者によっては、地権者及び隣接者(津市などの官地もあり)が記名押印した境界確認書を求める場合があるため、申請があれば受理する。  
ただし、官民民界が地籍調査により確認されているため、現地での立会は省略とする。

##### →データ提供又は成果証明とする場合

- ・申請者によっては、既に地籍調査において官民民界の点が確認されているため、立会を再度行わず座標値データの提供により法務局への手続きなどを済ませたいと思われる方もいるため。  
ただし、座標値データの提供等を基に作成された測量資料の提供をお願いします。

##### →境界確認を行う場合

- ・申請地の地籍調査が完了しておらず「確認未了」となっているもの。

- ・一筆地調査が実施されている場合

#### 返戻が基本

→申請地は地籍調査において、境界確認(地籍調査票への記名押印による確定)が既に行われており、成果により座標値のデータ提供も可能であるため。

※ただし、成果により復元が行えない地域はこの限りではない。

※「筆界未定」となっている場合は境界確認を行う。